

● : NTT建柱  
● : 電力建柱

---  
NTT架線ルート

土地の所在

高松市飯田町字小坂 500-2、592-1、592-2、593、597-1、597-2の一部、598、620-1、620-2、620-3、621-4、622-1、623、624-1の一部、624-2の一部、625-1、625-3、及び地先 農道・水路・市道

土地利用計画図

埋蔵文化財包蔵地内

開発許可  
年月日

第 令和 年 月 日  
号 日

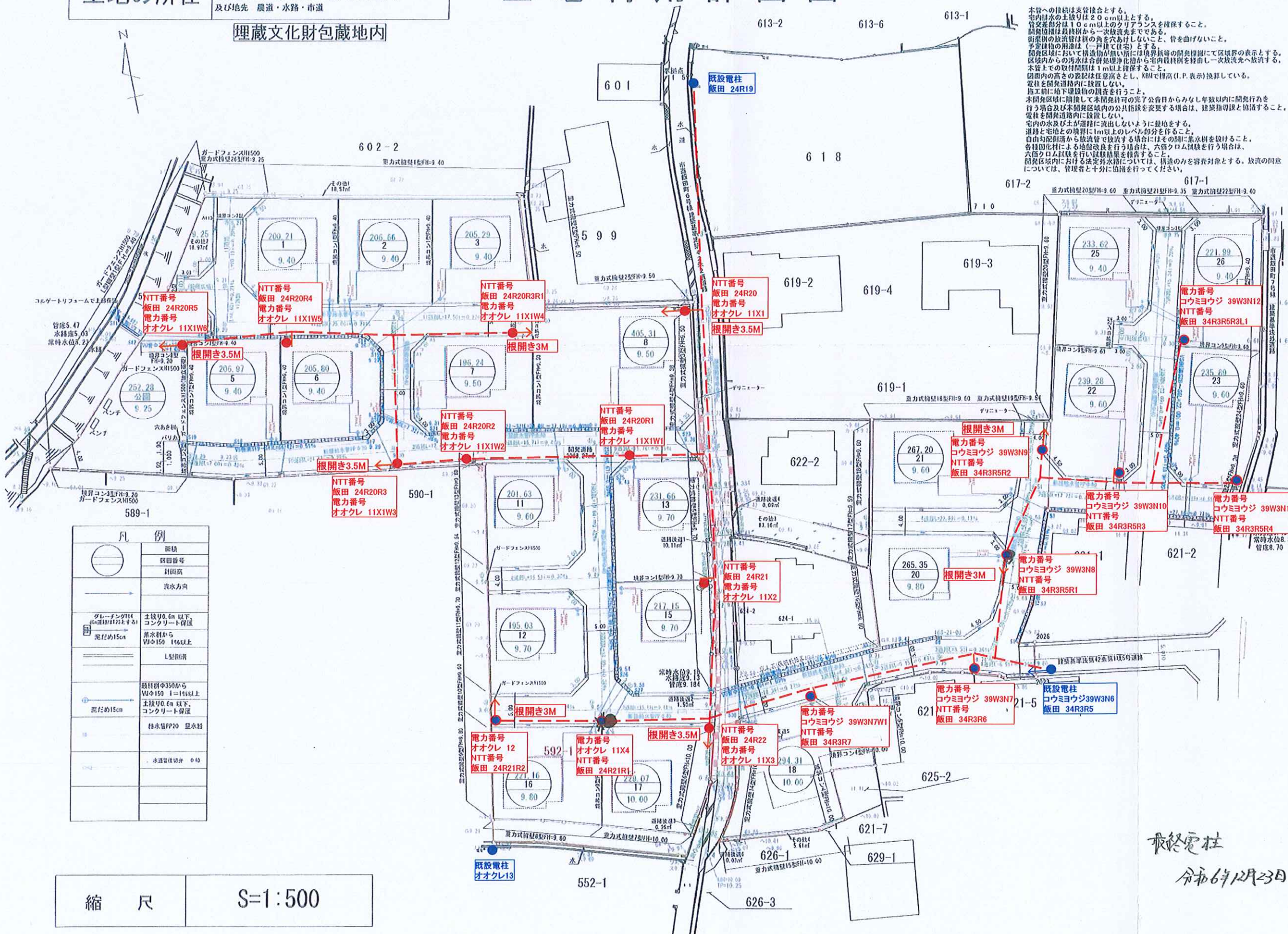
申請者

アイラックホーム株式会社  
代表取締役 増元 浩二

作成者  
住所・氏名

高松市仏生山町甲2130番地1  
土地家屋調査士  
宅地建物取引士  
二級建築士  
岡野上 竜二 (印)

本管への接続は支管接続とする。  
管内排水の土盛りは20cm以上とする。  
管受差部分は10cm以上のクリアランスを確保すること。  
開発地は最終樹から一次放流先までである。  
街路樹の放流管は樹の角を穴あけしないこと、管を曲げないこと。  
予定建物の用途は（一戸建て住宅）とする。  
開発区域において排水物が樹根に侵入する場合は、樹根の表示とする。  
区域からの汚水は合併処理浄化槽から室内最終排水機を介し一次放流先へ放流する。  
本管までの取付間隔は1m以上確保すること。  
管内の高さの表記は任意高さとし、KBMで標高(I.P.表示)換算している。  
電柱を開発地内に設置しない。  
施工前に地下埋設物の調査を行うこと。  
本開発区域に隣接して本開発許可の完了公費日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。  
電柱を開発地内に設置しない。  
宅内の水及び土が道路に流出しないように注意すること。  
道路と宅地の境界に1m以上のレベル部分を作ること。  
自由勾配排水から放流管で放流する場合はその間に排水機を設置すること。  
各種図材による地盤改良を行う場合は、六角クワム試験を行う場合は、六角クワム試験を行い試験結果を報告すること。  
開発区域内における法定排水路については、協議の力を要する対象とする。放流の同意については、管理者と十分に協議を行ってください。



凡例	
○	図柄
○	探目番号
○	川面高
→	流氷方向
○	グレーチング11 (排水路材料等)
○	土盛り0.6m以下、コンクリート保護
○	排水側から Wφ150 1%以上
○	L型取柄
○	最終排水350から Wφ150 1%以上
○	土盛り0.6m以下、コンクリート保護
○	排水管PP20 排水管
○	水道管切替 4号

縮尺 S=1:500

最終電柱  
令和6年12月23日